

独立行政法人航空大学校あて

航空機の運航における法令遵守について（嚴重注意）

航空機を運航するにあたり法令等を遵守することは当然のことであるが、本年7月の調査において、貴大学校帯広分校のビーチクラフト式A36型機に簡易型航空機衝突防止装置を装備し、航空法第16条第3項で準用する同法第11条第1項の規定による試験飛行等の許可を受けることなく、平成19年2月から3月末までの間、航空の用に供していたことが確認された。

当該行為は航空法に違反した行為であり、また耐空性の確認がなされずに航空機を航空の用に供していたことは遵法精神に欠けるものであり、極めて遺憾である。

については、貴大学校が使用する航空機の運航に直接従事する者に対し、航空関連法令等を遵守し、耐空性の確認を適切に行うことの重要性について再教育を実施するとともに、再発防止策を策定し、その実施計画及び実施状況を平成20年7月22日までに報告されたい。